

労働者派遣法に基づくマージン率等

事業年度ごとの労働者派遣事業報告書に基づき、次のとおりマージン率を公表します。

■事業所の名称：有限会社三原運輸商事

①派遣労働者の数	3 名
②派遣先の数	1 社
③労働者派遣の料金の平均額 ※ 1 日 8 時間当たりの平均額	1 9 , 2 6 2 円
④派遣労働者の賃金の平均額 ※ 1 日 8 時間当たりの平均額	1 3 , 6 5 5 円
⑤マージン率（％） ※ $((③ - ④) \div ③) \times 100$	2 9 . 1 %
⑥労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定の締結の有無	有
⑦上記労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	全ての派遣労働者
⑧上記労使協定の有効期間	令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 3 1 日
⑨キャリア支援に関する事項	○キャリアコンサルティング相談窓口を社内に設置 ○業務内容に応じた教育訓練の実施等